

令和5年度

第2回倉吉市社会教育委員協議会

◆日時 令和6年3月28日(木) 午前10時～12時
◆場所 社コミュニティセンター

日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 会長及び副会長選出

4 協議事項

- (1)令和5年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実績及び評価について 【各課・館】《P1～8》
- (2)第3期倉吉市教育振興基本計画の改訂について 【社会教育課】《P9・別冊資料》
- (3)令和6年度倉吉市の教育方針と重点施策について 【社会教育課】《P10》
- (4)倉吉市立中学校における部活動の地域連携・地域移行について 【社会教育課】《P11～12》

5 報告事項

- (1)社会教育士の資格取得について 【社会教育課】《P13》
- (2)文化財保護行政（文化財課）の市長部局への移管について 【文化財課】《P14～15》
- (3)倉吉市視覚障がい者等の読書環境の整備推進計画について 【図書館】《P16～18》
- (4)倉吉市コミュニティセンターの指定管理者の指定について 【地域づくり支援課】《P19》

6 その他

7 閉 会

倉吉市社会教育委員名簿

任期:令和6年2月1日～令和8年1月31日

| | 氏名 | 所属 | 選出区分 | |
|----|--------|---------------------------|-----------------------|----|
| 1 | 矢田 佳代 | 倉吉市小学校長会 | 学校教育の関係者 | |
| 2 | 岩垣 和久 | 倉吉市公民館連絡協議会 | 社会教育の関係者 | |
| 3 | 小椋 勝美 | 倉吉市体育協会 | 社会教育の関係者 | |
| 4 | 眞田 廣幸 | 倉吉市文化財保護審議会 | 社会教育の関係者 | |
| 5 | 岸田 曜子 | 中部読書活動推進フォーラム 実行委員会 | 社会教育の関係者 | 新任 |
| 6 | 山下 千之 | 倉吉市人権教育研究会 | 社会教育の関係者 | 新任 |
| 7 | 前田 澄子 | 特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク | 家庭教育の向上に 資する活動を行う者 | 新任 |
| 8 | 野儀 明彦 | 倉吉市中学校PTA 連合会 | 家庭教育の向上に 資する活動を行う者 | |
| 9 | 鷲見 寿久 | 倉吉市青少年育成協議会 | 家庭教育の向上に 資する活動を行う者 | |
| 10 | 笠見 猛 | 倉吉市コミュニティセンター 指定管理者連絡会 | 学識経験のある者 | 新任 |
| 11 | 明里 利彦 | 倉吉市自治公民館連合会 | 学識経験のある者 | |
| 12 | 長岡 絵里佳 | 学校法人藤田学院 鳥取短期大学 | 学識経験のある者 | |
| 13 | 柘田 弘子 | 倉吉市地域学校委員会 | 学識経験のある者 | |

教育委員会事務局・教育機関

| | |
|-------|--------|
| 小椋 博幸 | 教育長 |
| 石賀 大生 | 事務局長 |
| 谷本 真一 | 社会教育課長 |
| 藤井 貴男 | 文化財課長 |
| 根鈴 輝雄 | 博物館長 |
| 田村 美香 | 図書館長 |

地域づくり支援課

| | |
|--------|---------|
| 山本 英明 | 課長 |
| 川本 久美子 | 地域活動係主任 |

事務局(社会教育課)

| | |
|--------|----------|
| 井谷 真由美 | 社会教育係長 |
| 多久和 伸昭 | 市民スポーツ係長 |

令和5年度
倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実績及び評価について
(社会教育関係抜粋)

《評価基準》

| | |
|---|---------------------|
| A | 当初の目的・目標を上回る成果が上がった |
| B | 当初の目的・目標を達成した |
| C | 当初の目的・目標を下回る成果に止まった |
| D | 当初の目的・目標を大きく下回った |

| 項目 | 重点施策 (基本施策から) | 主な施策 | 担当課 | 実績 | 実績 評価 | 施策 評価 | 最終 評価 |
|----------------------|------------------|-----------------------------|-------------------|---|----------|----------|--|
| Ⅰ 社会全体が協働し学び続ける環境づくり | ③ 地域力を育む社会教育の推進 | 1 生涯にわたる学びの保障、機会の提供と環境整備 | 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座は、「つながる」を主テーマに「健康と体温」「生成AIと人」「情報と人」等全5回にわたり実施し、延べ355人の受講者があった。 ・生涯学習講座は、「沸騰キーワード～くらし編～」と題し、新しい動きとして注目されている5つのキーワードを取り上げ、私たちの生活の中にどのように取り入れることができるかを考える講座として実施した。延べ200人の受講があり、新規受講生は15名、全5回講座すべてに参加した皆勤賞の方は13名あった。 ・とっとり県民カレッジ連携講座として、地域の未来を考える講演会とグループトークを実施した。中高生を含め40人の参加があった。グループワークでは中高生が積極的に発言し、地域の大人と対話することで新たな気づきや学びを得る機会となった。 | B | | <ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習講座、鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座等を通じて、市民の学習要求に応じるとともに、地域の一員として、その役割を果たしつつ、現代社会をより良く生きるために必要な課題等を学習する機会を提供できた。 |
| | | 2 将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場づくり | 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区における放課後子ども教室を市内で16教室、年間を通して実施。各地区で地域資源を活用しながら、地域の特色を生かした事業を展開した。また、今年度から児童館・児童センターとの連携事業が2館から3館に増えた。全体の事業進捗状況の確認及び情報交換を行う運営委員会を2回実施した。 ・ここ数年コロナ禍で実施できなかった子ども会リーダー研修会、育成者・指導者研修会を、倉吉市子ども会育成連絡協議会と共催で、各2回開催することができた。延べ40人の参加者があった。 ・青少年育成協議会を対面集会形式で実施し、地区間等で情報交換等を行った。 ・社会教育関係課・館の連携による夏休み子ども向け事業等を実施し、延べ828人の参加者があった。初の試みとしてスタンプラリーを実施し、対象事業に複数参加し、異なるデザインのスタンプを2個以上集めた52人にくらすけくんグッズを進呈した。 ・中部4町との共同による中部少年少女のつどい、中部ハイスクールフォーラムを実施した。 ・はたちのつどいに296人の出席者があり、出席率67.5%と前年より1.8ポイント上回った。 ・13名の実行委員が主体となり、実行委員会企画の準備や当日運営を行った。実行委員OBの体験談や助言を受け、より充実した企画内容、円滑な準備につながった。 ・4年ぶりに中高生ボランティアを募集し、受付や実行委員企画において協力を得た。 ・市政啓発コーナーを設置し、二十歳の若者へ関心を高めていただくよう直接PR等を行った。 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●市内各地区いきいきプラン実行委員会をはじめ、各種団体や関係機関と連携しながら、青少年の活動の場や機会を提供し、将来を担う青少年の育成につながる取り組みを行うことができた。 ●二十歳の節目を市民とお祝いするとともに、実行委員会による企画運営と中高生ボランティアの参加を通じて、若者同士のつながりや活躍の場の創出と将来を担う人材を育成する取り組みができた。 |
| | ④ 公民館活動の推進 | 1 人づくり、地域づくりにつながる公民館の機能強化 | 社会教育 (地域づくり支援) | <ul style="list-style-type: none"> ・重点取組事業を、全13地区コミュニティセンター指定管理団体に委託し実施 <各地区取組テーマ> ・上北条、西郷、成徳、社、北谷、小鴨「地域づくり講座」 ・上井「健康教室」 ・上灘「地域福祉講座」 ・明倫「成人講座」 ・灘手「デジタル講座」 ・高城「家庭教育支援学級」 ・上小鴨「タウンカレッジ」 ・関金「地域振興」 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●各地区において、それぞれの地域課題に応じたテーマ・プログラムに沿って、地域住民を巻き込みながら課題解決につながる学習活動を行うことができた。 |

| 項目 | 重点施策 (基本施策から) | 主な施策 | 担当課 | 実績 | 実績 評価 | 施策 評価 | 最終 評価 |
|----------------------|------------------------|------------------|-----|--|----------|----------|--|
| I 社会全体が協働し学び続ける環境づくり | ⑤ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館 | 1 テーマ性のある展示の展開 | 博物館 | <p>*特別展、企画展等、計画どおりに開催できた。</p> <p>・「ヨシタケシンスケ展かもしれない」は、3万人近い来館者が作家の絵本の世界を堪能した。「木の表現」展は大坂弘道氏の作品とともに市内在住の木芸作家の作品を数多く展示し、来館者がその巧みな技法に触れる機会を提供し、充実した関連イベントも企画できた。</p> <p>・椿絵展は、著名な巨匠たちの作品群に触れる機会を創出し、市民に感動を届けることができた。</p> <p>・県立美術館との連携は、連携事業補助金を活用し前田寛治大賞展において前田作品の借り上げ展示を実施した。</p> | B | B | <p>●テーマ性のある展示の展開については、3つの特別展、3つの企画展、常設展を実施し、市民に良質の作品群に触れる機会を提供し、感動を生み起こすことができた。</p> <p>●県立美術館との連携については、協議のテーブルについて話し合うことはできなかったが、美術館連携補助金を活用して事業を実施するなどの連携ができた。</p> |
| | | 2 美術賞(前田寛治大賞)の開催 | 博物館 | <p>・前田寛治大賞展は、作品の集約及び東京会場展・倉吉会場展ともに計画どおり開催できた。作品に対する審査委員及び来館者の評価も高く、倉吉会場では、前田寛治作品を他館から借用し展示できた。</p> | B | | <p>●前田寛治大賞展は、計画通り実施できた。東京会場では写実作品が一堂に揃う本展に多くの来場者があった。倉吉会場は、前田寛治作品をあわせて展示したことで、改めて本大賞展の意義を伝えることができた。</p> |
| | | 3 教育普及活動の充実 | 博物館 | <p>・博物館講座を計画どおり10回実施できた。</p> <p>・自然ウォッチングは全11回のうち、荒天で中止した1回(水鳥ウォッチング)を除き実施できた。定員を設け事前予約制としたため荒天等で中止する際の連絡がとれた。コロナの感染状況がやや収まる状況のなか、定員を上回る応募状況もみられた。</p> <p>・県立博物館との共催で3回にわたり打吹山をフィールドに野外観察を実施した。</p> <p>・地区コミュニティセンター、県美応援団等、各種団体からの要請に応じて講演会、野外観察会、野外彫刻案内等を実施した。</p> | B | | <p>●教育普及活動の充実については、ほぼ計画どおり実施できた。美術・歴史・自然の各分野にわたる各種講座やものづくりの実技講座とあわせ多様な普及事業を展開することができた。博物館資料や地域の資源を取り上げ、市民に知る喜びを感じ取ってもらうことができた。</p> <p>●改修工事により例年実施していた自然科学展が開催できなかった代わりに、夏休み自然科学教室を6回開催し、児童・生徒に身近な自然の大切さ等を伝えることができた。</p> |

| 項目 | 重点施策 (基本施策から) | 主な施策 | 担当課 | 実績 | 実績 評価 | 施策 評価 | 最終 評価 |
|----------------------|------------------|----------------------|-----|---|----------|----------|--|
| Ⅰ 社会全体が協働し学び続ける環境づくり | ⑥ 豊かな心を育む図書館 | 1 読書活動の推進 | 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業は、引き続き感染対策に気を配りながら、個別に読み聞かせをし、絵本をプレゼントすることに合わせ、図書館で開催するおはなしかいの案内も行った。 ・定例開催のおはなしかいのほかに、各種団体の協力を得て、けんせつ絵本、紙芝居、わらべうた、ストーリーテリングなど工夫を凝らした様々な体験を行っていただく機会を提供できた。 ・絵本作家山口マオ子育て講演会は、中部読書活動推進フォーラム実行委員会との共催により開催し、絵本の読み聞かせを交えながら、絵本の魅力を感じていただける講演会となった。また、ワークショップでは、中高生ボランティアの協力を得た。 ・放送大学から教材図書への寄贈を受け、放送大学コーナーを設置した。 | B | | <ul style="list-style-type: none"> ●今年度は、図書館システムの更新を行い、スマホで利用券を表示させるなど、利用者の利便性向上を図ることができた。 ●ブックスタート事業、おはなしかい等を通じて、読書に親しんでいただく機会を提供できた。 ●また、自館だけの取組に終始せず、種々の共催事業、とっとり建設女星ネットワークや倉吉消防署、そしてボランティアグループの垣根を越えた取組の推進など、意図的に関係団体にアプローチし、連携を深めていった。 |
| | | 2 対象者のニーズに応じたサービスの提供 | 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ・各展示コーナーは、司書の研修で作成したポップや図書館実習やインターンシップで受け入れた学生にもポップや装飾など製作してもらうなど工夫しながら展示し、利用促進につなげた。 ・音読教室は、計画どおりに実施した。 ・各種相談会は、関係機関と調整しながら、計画どおりに実施した。10月からは新たに「働き始めるための出張相談会」を開始した。 ・鳥取大学との共催事業は計画どおりに実施し図書館利用につなげた。 ・農業セミナー、国際交流ライブラリー講演会は、共催団体と協力し計画どおりに実施した。 ・音訳資料作成は、計画どおりに実施しデジタイズ図書の貸出などにつなげた。 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●倉吉市障がい者プランに内包する形で「倉吉市視覚障がい者等の読書環境整備推進計画」を策定した。今後、関係機関と連携を図りながら計画を推進していく。 ●山上憶良短歌募集は、昨年度に比べて微増ではあったが、新規応募の県外高校もあるなど広がりを見せ、永田氏による短歌講演会は、大変好評であった。また、作品揮毫展(巡回展)の開催について、受賞者に案内したところ県外からの来訪につなげることができた。 |
| | | 3 山上憶良短歌募集事業の継続 | 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ・応募数は全国から4,732首(うち市内小学生491首、市内中学生432首、合計923首)の応募があった。 ・3月には表彰式、そして選者の永田和宏氏による短歌講演会を開催することができた。 ・揮毫展は、巡回展として4箇所(5期間)で開催した。 | B | | <ul style="list-style-type: none"> ●図書館が、多様性を持って市民の豊かな心を育み、そして暮らしに役立つ情報の発信・提供により地域のハブとなるよう、引き続き取り組んでいく。 |

| 項目 | 重点施策 (基本施策から) | 主な施策 | 担当課 | 実績 | 実績 評価 | 施策 評価 | 最終 評価 |
|--------------------|------------------------|---------------------------|------|---|----------|----------|---|
| 3 安心・安全な教育環境の充実 | ⑭ 文化教養施設・体育施設の設備の充実 | 1 施設の長寿命化 | 博物館 | <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備のLED化は、繰り越し事業としたが、器具の調達や現場施工など計画以上に順調に進んだ。 ・国補助金を有効に活用するため、照明設備工事の工期を延長して電気系統分電盤の改修を行ったことで年度末まで事業がずれ込んだ。 ・消防設備改修工事は、高所作業を共有するため、照明設備改修工事に工期をあわせた。業者間の調整も比較的スムーズに運んだ。 ・その他、天井張替修繕工事、防水修繕工事も計画どおり執行した。 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●長年の懸案だった展示室内及び管理部分(収蔵庫含む)の照明設備のLED化ができた。照明効果を上げるため、展示室1、2のガラスも撤去したことで展示室のリニューアル感も出た。人感装置も付加することで省エネ化にもつながった。 |
| | | 2 体育施設の整備・充実(陸上競技場改修等) | 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営温水プールヒートポンプ取替工事(繰越)について、1期工事は、ポンプを制御するシーケンサ(半導体関連部品)が納品・取付作業が完了し、年度内に工事完了。2期工事は、電線ケーブルの納期遅延により年度内の工事完成が見込めなくなったため、次年度へ繰越することとした。 ・市営温水プール屋上防水工事は、年度内に工事・設計監理業務を完了した。 ・倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設LED照明取替工事は、年度内に工事・設計監理業務を完了した。 ・体育施設12条点検は、予定どおり実施し、業務を完了した。 ・指摘事項(プール排煙窓等)を踏まえ、次年度予算要求済。 ・倉吉スポーツセンター体育館屋根改修工事は、年度内に工事・設計監理業務を完了した。 ・倉吉スポーツセンター外壁等改修工事は、年度内に工事・設計監理業務を完了した。 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●工事全体 工事については、倉吉市教育施設長寿命化計画に基づき、概ね計画どおりに進んでいる。 ●温水プール 令和4年度分繰越のヒートポンプ取替工事について、シーケンサを入荷し、予定通り工事を完了したが、本年度分の2期工事において、半導体不足等により、電線ケーブルの納品が困難となったため、令和6年度に繰り越すこととなった。 なお、現状のポンプを稼働し、休館していた温水プールを3月1日から再開した。 ●倉吉スポーツセンター合宿棟及び体育館について、陸上競大会等の利用調整に伴い、工期延長したものの概ね予定通り合宿棟の外壁、体育館屋根の改修工事を完了した。 |

| 項目 | 重点施策 (基本施策から) | 主な施策 | 担当課 | 実績 | 実績 評価 | 施策 評価 | 最終 評価 |
|-------------------------|-------------------------|---|------|---|----------|----------|---|
| 4 たくましく健やかな心と体づくりの推進 | ⑩ たくましい体の育成 | 2 スポーツ活動機 会の充実・子ども の年齢(成長)による体力 づくりの推進 | 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期体育施設等指定管理者の選定は、計画通り選定委員会を開催し、新たな指定管理者を決定した。 ・体育施設等は、通常のとおり、体育施設等を開館し、利用者に使用していただくことができた。また、各種自主事業は概ね計画のとおり実施された。イベントとしてミズノ運動塾「苦手克服～跳び箱・鉄棒教室」は定員を上回る申込があった。 ・温水プールは、特に7月・8月の利用者が増加し、コロナ禍前の状況であったが、安全・安心に施設を使用していただいた。また、各種自主事業は、概ね計画のとおり実施され、コロナ禍も落ち着き、利用者数は増加した。 ・関金B&G海洋センターは、昨年度に比べ利用者数が増加したものの、池の水位が低下し、環境的に危険な状況がある。また、上半期は概ね計画のとおり実施され、カヌー全国大会へ出場された。下半期はウォーキング等の自主事業を開催された。 ・学校体育施設開放事業は、企画運営委員会を中心に計画のとおり、体育施設の管理、日程調整し、利用していただくことができた。 ・スポーツ少年団事業は、各競技ごとの交流大会を実施し、スポーツ少年団活動の促進を図るとともに、団員相互の交流を深めることができた。 ・中部駅伝は、中部町村会及び4町と連携のもと、本来のコースで実施することができた。 ・市スポーツ表彰受賞者数は、前年度201人を上回る207人であった。 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍も落ち着き、体育施設、B&G海洋センター及び温水プールの利用者が増加し、昨年度の利用者数を上回った。特に陸上競技場のインフィールドを他の競技で使用できたことが利用者の増加につながった。 ●体育施設等の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、指定管理候補者選定委員会を開催し、指定管理者を決定。体育施設利用促進に取組んでいく。 ●体育施設等指定管理者においては、新しい事業として苦手克服教室、温水プールにおいては、幼児水慣れ教室など年齢に応じた体力づくりに取組むことができた。 ●ニュースポーツ交流会は、地域スポーツ教室との連携を図ったことで、参加者が増加し、スポーツ活動参加へのきっかけとなり、地域でのスポーツ活動を推進することができた。 |
| | | 3 生涯・障がい者 スポーツによる 体力づくりの推進 | 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員は、全国・中国地方・鳥取県研修会に参加し、地域スポーツの課題について研修し委員の資質向上を図ることができた。また、実技研修会3回、講習会1回、ニュースポーツ交流会、新体力テスト等を計画の通り実施することができた。 ・各地区スポーツ教室は、共通種目として、室内ベタンク等を実施し、楽しんで競技していただくことができた。 | B | | |
| | ⑪ 学校給食の 充実、食育の 推進 | 3 スポーツ振興に 関する食育の推進 | 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県スポーツ栄養研究会と連携し、市内スポーツ少年団に対し、スポーツ栄養学に関する資料提供を行い、啓発活動を実施した。 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ栄養学について、市内スポーツ少年団へ資料を提供することができた。 |

| 項目 | 重点施策 (基本施策から) | 主な施策 | 担当課 | 実績 | 実績 評価 | 施策 評価 | 最終 評価 | |
|-------------------------|------------------|------------|-----|----------------------------------|--|----------|----------|---|
| 4 たくましく健やかな心と体づくりの推進 | ⑱ | 体育・スポーツの振興 | 1 | スポーツ団体の育成・指導者の養成 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・体育協会の各種会議(理事会等)は、対面形式で開催することができ、各協議事項等について審議することができた。 ・市民体育大会は、全18競技を予定通りの日程で実施することができた。 ・市スポーツ表彰を行い、前年度201人を上回る207人の受賞者であった。 ・スポーツ少年団の登録は、登録を希望する25団体の登録事務を円滑に実施することができた。 ・体育協会補助金は、指導者研修会の中止や県民スポレク派遣費の実績減等があったが、その他については概ね計画どおり執行することができた。 ・指導者資格の取得・更新等に係る経費の一部を助成することで、スポーツ少年団の負担軽減を図った。 ・全国大会出場補助金は、出場件数が増加したが、予算内で出場者の負担を軽減することができた。 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ●事業全体は、コロナ禍も落ち着き、概ね計画通り、会議等を開催したことにより、事業実施に向け、協議・検討し、活動環境を提供できた。 ●また、市民体育大会は、4年ぶりに全種目を実施し、多くの方に参加いただくことができた。 ●今年度は全国大会に出場するチーム等が多かった。引き続き、旅費等の支援により保護者等の負担を軽減できるよう取組んで行く。 ●スポーツハラスメント研修会は、開催に向け、各関係団体等へ周知し、準備を進めていたが、当日、悪天候により、講師と迎えることができなかったため、改めて研修会を実施したい。 |
| | | | 2 | 競技スポーツの振興・障がい者スポーツの普及・啓発 社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・体育協会理事会において、要望があったスポーツハラスメントに係る研修会の開催に向けて準備を行ったが、研修会当日の降雪の影響で講師不着により、研修会を中止とした。 | B | | |

| 項目 | 重点施策 (基本施策から) | 主な施策 | 担当課 | 実績 | 実績 評価 | 施策 評価 | 最終 評価 | |
|------------------------------|------------------|----------------------|-----|------------------------|----------|--|----------|--|
| 5 文化資源の 保存活用と文化・ 芸術の振興 | ⑳ | 文化財の保 存、活用、伝 承 | 1 | 伝建地区の修 理・修景 | 文化財 | <ul style="list-style-type: none"> ・修理事業に対する補助支援は概ね計画どおりに実施できた。 ・地区住民から修理修景事業の要望を聞き取り、令和6年度事業の申請を国に提出した。 ・町並み保存会に協力して、保存会に新たに保存活用部会を創り住民の相談に応えられる体制となった。 ・記念フォーラムでは、住民、観光、商いとそれぞれ違う立場の意見・考えをそれぞれが共有して、今後のまちづくりに生かせる取り組みができた。 ・学校・社会教育の学習・調査に協力した。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ●指定文化財や伝建地区の修理、未指定文化財の調査等を行うことにより、地域の財産である文化財を残し、これを次世代に伝承する取り組みができています。 ●伝建地区内の空き家の増加や伝建地区だけでなく文化財所有者の高齢化などの問題が深刻化しているため、個別の修理相談や関係機関との連携対応を行うことにより、諸問題の解決を図る必要がある。 ●市文化財の啓発活動により、倉吉の魅力発信と、倉吉に愛着を持っていただく取り組みはできている。 ●しかし、多くの方に倉吉の文化財の素晴らしさが届き切っているとは言えない。更なる啓発活動の必要性がある。 |
| | | | 2 | 指定文化財の 整備・保護・活 用 | 文化財 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡大御堂廃寺跡整備事業では、限られた予算の中で最大限の工事を行い、整備の進捗を図った。また、令和6年度事業については、令和7年春の県立美術館開館を見据えた整備が行えるように文化庁・県文化財局等と協議して予算の確保及び整備計画を定め、市民の歴史教育の場、憩いの場となるように進めている。 ・指定文化財の修理等に対する補助支援は概ね計画どおりに実施できたとともに、新たに2件の有形文化財を市指定文化財に指定した。 ・市民団体等と協働で文化財の啓発活動を行い、市民の方に倉吉の文化財を知っていただいた。 | B | |
| | | | 3 | 埋蔵文化財の 発掘調査 | 文化財 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者と調整を行い、試掘調査、現地踏査、工事立会を通じて開発行為のスケジュールに支障がないようにするとともに、多くの埋蔵文化財の照会にも対応し、埋蔵文化財の保護を行った。 ・大御堂廃寺跡発掘調査では、これまで南側でしか確認されていなかった築地塀を、中心伽藍より北側の位置で確認し、寺域確定の一助となった。しかし、寺域の北限が確認できなかったため、令和6年度にも引き続き発掘調査を行うこととした。 | B | |

第3期倉吉市教育振興基本計画の改訂について

1 改訂のねらい

第3期倉吉市教育振興基本計画は令和3年度から7年度までの5年間を計画期間としているが、教育行政を取り巻く環境の変化等に対応するため、中間年度である本年度に所要の見直しを図ることで、本市教育の目指すべき姿の実現につなげるもの。

2 改訂の概要

全部改訂ではなく、現状を加味して変化に対応すべき項目のみ修正等を行った。

- (1) 中学校の適正配置、中学校部活動の地域移行、ふれあいホリデー(仮称)や倉吉モデル中学校統一型制服の導入について、関連する基本施策の主要施策に今後検討すべき個別施策を追加した。
- (2) 令和6年4月から文化財保護事務の市長部局への移管に伴い、組織機構図及び基本施策の見直しを行った。なお、基本施策「⑩ 文化財の保存、活用、伝承」については、項目としては残し、文化財の展示、保存及び教育普及活動等教育委員会として関わる内容に更新するが、成果指標の設定までは今回の改訂では行わないこととした。
- (3) 令和3年4月から地区公民館は「コミュニティセンター」となり、また令和5年4月からの機構改革においてコミュニティセンター関連業務を市長部局へ一本化したことに伴い、基本施策の見直しを行った。
- (4) 令和5年4月に「倉吉市 DX 推進計画」が策定される等自治体 DX が推進される中、ICT の利活用による DX の推進について、関連する基本施策の主要施策に取り組むべき関連事業を追加した。
- (5) その他、現状に即した修正等を加えた。

令和6年度 倉吉市の教育方針と重点施策

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

教育基本法

- ・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成
- 学校教育法
- 社会教育法
- 図書館法
- 文化財保護法
- 博物館法

【教育理念】

豊かな心を持ち 自立して生きる 未来を拓く 人づくり

【教育大綱】

- ・創造性を培い、豊かな心と健やかな身体を養う。
- ・幅広い知識を身に付け、自立して生きる力を養う。
- ・社会の一員として、多様な人とともに、協働する力を養う。
- ・郷土を愛し、自然を大切に、伝統や文化を尊重する態度を養う。

第12次倉吉市総合計画

まちづくりの基本理念

【将来像】

- 元気なまち、くらしよし、未来へ！
- ### 基本目標3【教育・文化】
- 未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり

倉吉市教育の創造

- ・第3期倉吉市教育振興基本計画の進ちよく管理（5年計画の4年目）・教職員の働き方改革の推進
- ・倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校訪問）
- ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進（各地区協議会での課題の明確化とその対応）
- ・ICTの効果的な利活用によるDXの推進

1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり

① 開かれた学校づくりの推進

- ・地域学校委員会（コミュニティ・スクール）の活性化
- ・「学校評価アンケート」の実施と結果の分析及び公表
- ・倉吉市小中学校一斉公開 ・地域の次世代育成

② 家庭教育の充実

- ・PTA連合会との共催による教育講演会 ・地域未来塾
- ・「くらし子育て応援ブック」の活用
- ・「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進

③ 地域力を育む社会教育の推進

- ・生涯にわたる学びの保障、機会の提供と環境整備（生涯学習講座、鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座の開催）
- ・将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場づくり（放課後子ども教室、子ども会活動の支援、ハイスクールフォーラム、実行委員会によるはたちのつどいの実施）

④ コミュニティセンター（公民館）活動の推進

- ・人づくり、地域づくりにつながる機能強化（重点取組事業の実施）

⑤ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館

- ・開館50周年記念展の開催とテーマ性のある展示の創出
- ・美術賞（菅橋彦大賞）の開催準備
- ・教育普及活動の充実と調査研究活動の推進

⑥ 豊かな心を育む図書館

- ・読書活動の推進
- ・対象者のニーズに応じたサービスの提供
- ・山上憶良短歌募集事業の継続

2 創造性を培い、自立性・自主性を養う学校教育の推進

⑦ 幼児期の教育と小学校教育の連携

- ・幼児期の教育と小学校教育の連携
- ・接続カリキュラムの作成・活用

⑧ 学力向上の推進

- ・ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり
- ・児童生徒の協働的な学びにおける効果的なICT活用
- ・情報教育の推進

⑨ 特別支援教育の充実

- ・倉吉市「個別の支援計画」と「個別の指導計画」の活用
- ・小学校1年生対象の読みに対する早期支援



3 安心・安全な教育環境の充実

⑩ 組織的・機能的な学校経営

- ・教職員の働き方改革の推進 ・共同学校事務室の設置

⑪ 安心して教育を受ける機会の推進

- ・児童生徒に向き合う時間を十分確保するとともに、きめ細やかな指導を展開するための人的配置 ・相談体制の充実
- ・不登校の未然防止と早期対応
- ・教育助成の充実（就学援助、特別支援教育就学奨励）
- ・奨学金制度 ・通学費支援（児童生徒遠距離通学、高校生通学）
- ・防犯対策の強化 ・学校防災体制の強化

⑫ 教育環境の整備充実

- ・学校施設の適正な維持管理

⑬ 学校の適正配置の推進

- ・適正配置協議会、各地域説明会の開催 ・集合学習の実施

⑭ 文化教養施設・体育施設の整備充実

- ・施設の長寿命化 ・老朽施設の修繕、改修

4 たくましく健やかな心と体づくりの推進

⑮ 人権尊重社会の担い手づくり

- ・「学校教育における人権教育の基本方針」に基づく人権教育の推進
- ・児童生徒意識アンケート ・いじめを許さない学校体制づくり
- ・相談体制の充実 ・情報モラル教育の推進（9年間カリキュラム）

⑯ たくましい体の育成

- ・学校体育の充実 ・中学校部活動の地域移行
- ・子どもの年齢に応じた体力づくりの推進

⑰ 学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭などによる学校での食に関する指導
- ・親子で学ぶ食の教室の実施

⑱ 体育・スポーツの振興

- ・スポーツ活動支援（スポ少補助、スポーツ大会、全国大会補助等）
- ・生涯スポーツの推進（スポーツ推進委員、ニュースポーツ交流会）

5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興

⑲ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・小中学生リーダー会議開催 ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進 ・くらし風土記の活用 ・はたちのつどい実行委員会

⑳ 文化財の保存、活用、伝承

- ・指定文化財等の防災・防犯等適切な保護管理
- ・指定文化財等の展示、文化財を核とする講座の開催
- ・文化財に触れる機会の創出と啓発 ・学校教育・社会教育との連携

㉑ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】

- ・テーマ性のある展示創出 ・教育普及活動の充実と調査活動の推進

倉吉市立中学校における部活動の地域連携・地域移行について

1 背景

(1) 現状と課題

- ①少子化による生徒数の減少により、部活動の維持・継続が困難な状況にある。
- ②教員の部活動指導が時間外業務時間の主な要因であり、負担となっている。
- ③その他

(2) 国の動き

- ①令和2年度「学校の働き方を踏まえた部活動改革」策定
- ②令和4年度「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的ガイドライン」策定（令和5年度から7年度を「改革推進期間」とする。）

(3) 県の動き

- ①令和3年度「鳥取県運動部活動在り方検討会」設置
- ②令和4年度～「鳥取県部活動在り方検討会」へ名称変更
（令和3年度・3回、令和4年度・2回、令和5年度・1回 計6回開催）
- ③令和5年8月「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」策定

(4) 教員へのアンケート

・令和5年2～3月の間、中部地区内の中学校8校 156名の教員を対象として、部活動地域移行に関するアンケートを実施

問1) 休日(土日)の部活動において、複数校で行う合同部活動になった場合、あなたはその部活動の指導を希望しますか。

【希望する:23.7% 希望しない:76.3%】

問2) 休日(土日)の部活動を地域移行した場合、あなたは地域での指導に関わりたいですか。

【関わりたい:27.1% 関わりたくない:72.9%】

2 倉吉市における推進(案)

(1) 目的

- ①生徒がスポーツや文化芸術活動を実施することが出来る機会や環境の確保
- ②教員の時間外業務時間と負担の軽減
- ③その他

(2) 考え方

①活動日

【県推進計画】

- ・休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取り組みを推進する。
- ・休日の部活動を望まない教員が部活動指導に従事しなくてもよい環境を構築する。
- ・休日の活動環境を学校関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築する。

【市方針】

◎平日の活動は、基本的に学校の部活動として活動機会を確保する(従来どおり)が、休日については、学校若しくは地域関係者による活動環境を構築する。

②形態

【県推進計画】

・「地域移行型」を基本とするが、新しい部活動の形態(「拠点校(合同部活動)型」又は「地域連携型」)により活動機会を確保する。

注)「地域移行型」における「地域クラブ」は以下の要件を満たす必要あり。

- ア 休日の生徒の活動機会確保を目的としている。
- イ 国のガイドラインを遵守した活動をおこなっている。
- ウ 部活動の教育的意義や目的を継承し、生徒の人間形成に寄与する活動を目的としている。
- エ 中学校体育連盟主催大会の出場認定要件を満たしている。

【市方針】

◎直ちに地域への移行は困難であり、当面「拠点校(合同部活動)型」の実施を推進する。

③開始時期

【県推進計画】

- ・地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から実施する。
- ・令和5年度から7年度を「改革推進期間」とし、県・市町村及び関係団体が連携して地域連携・地域移行に取り組むが、一律の期限は設けない。
- ・令和5年度は、現状把握(指導者、受け入れ可能団体の状況)、課題や問題点を洗い出し、方向性について検討する。
- ・令和6年度以降、準備が整った市町村、学校、種目から推進していく。

【市方針】

- ・令和5年度は、関係者等による意見交換会(検討会)を設置し、県推進計画に基づいた本市の基本的な方針を示すとともに、学校現場の現状把握等を行い、実施に向けた取り組みを推進する。
- ◎令和6年度より、準備の整った学校、種目から取り組みを推進する。

(3)基本方針

◎倉吉市立中学校における休日の部活動については、令和6年度より体制の整った学校・種目から「拠点校(合同部活動)型」を開始し、将来的な地域への移行については協議会を設置の上、協議を進めていく。

3 今後の進め方について

- ・令和5年度 意見交換会(検討会)の設置、学校現場の現状把握
- ・令和6年度 拠点校(合同部活動)型の推進、意見交換会(検討会)及び協議会の設置
- ・令和7年度 地域移行に向けた協議・検討
- ・令和8年度 本格的な地域移行の推進

社会教育士の資格取得について

国立教育政策研究所が実施した令和5年度社会教育主事講習について、本市から7名が受講を修了し、社会教育士資格を取得した。

本市では、令和2年度に社会教育士制度が新設される以前から、市職員だけでなくコミュニティセンター（公民館）職員に対して、社会教育主事講習の受講を通じて職員としての資質向上、スキルアップを図ってきた。

各地区等における多様な主体と連携・協働して、環境や福祉、まちづくり等の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにつながる有効な事業展開を期待するもの。

1 令和5年度社会教育主事講習概要

- (1) 主 催 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
- (2) 受講期間 令和6年1月12日（金）～2月16日（金） ※土日・祝日を除く
- (3) 受講方法 eラーニング及びライブ配信視聴、集合研修
- (4) 受講場所 職場等及び琴浦町生涯学習センター
- (5) 受講科目 生涯学習概論、社会教育演習、生涯学習支援論、社会教育経営論
- (6) 受講修了者 7名 ※社会教育士取得
(内訳:コミュニティセンター館長3名、主事4名)

2 社会教育士取得実績

| 取得年度 | | R3年度以前 | R4年度 | R5年度 | 合計 |
|------------------|----|--------|------|------|-----|
| 市職員 | | 2人 | 1人 | 0人 | 3人 |
| コミュニティ センター職員 | 館長 | 0人 | 0人 | 3人 | 3人 |
| | 主事 | 7人 | 6人 | 4人 | 17人 |
| 合計 | | 9人 | 7人 | 7人 | 23人 |

文化財保護行政（文化財課）の市長部局への移管について

文化財は、その活用が観光振興や地域振興、学び・教育に資するものとの認識から、保存とともに「有効に活用」することによる効果や役割がさらに拡大してきている。本市においても従前の文化行政の枠を超えた様々な取り組みにより、貴重な文化財を地域・観光振興の核と位置づけ、地域が主体となって継承するとともに、地域・観光資源として整備活用を図っていくことが求められている。

こうした背景や課題から、これまで教育委員会が所管していた文化財保護行政（文化財課）を令和6年度から市長部局へ移管し、今まで以上に観光まちづくり・地域づくりに積極的に活かしていくこととする。

1 文化財保護行政に関する法改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成31年4月1日施行）に伴い、教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従って市長部局でも所管できるようになっている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（職務権限の特例）

第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 市長部局に移管して目指していく効果

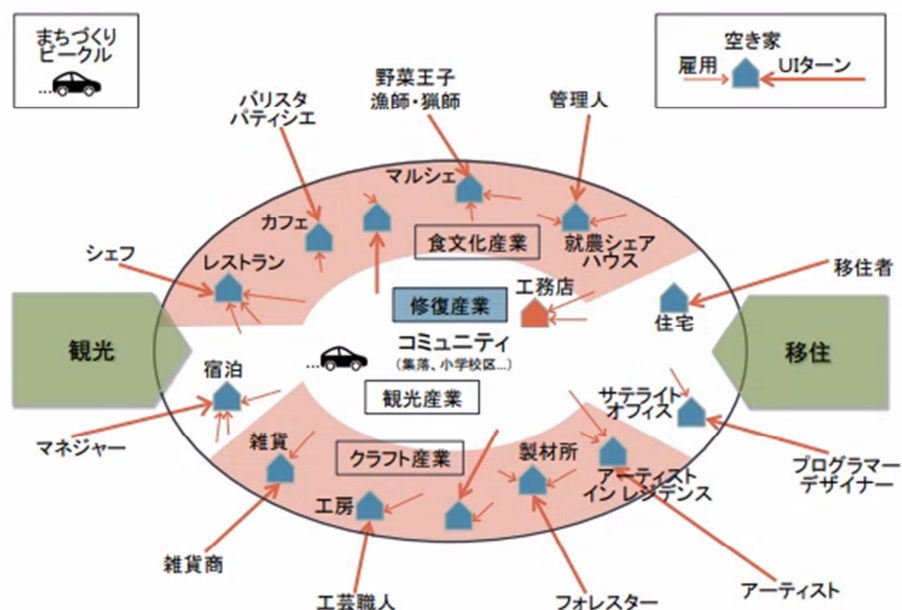
**文化財の活用を 観光や産業振興等と総合的・一体的に実施することにより、
新たな価値を創造する**

学術的価値を十分に踏まえた上で、観光や産業振興、文化芸術、景観・まちづくり行政を担う市長部局で総合的・一体的に実施することで、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図り、新たな社会的・経済的価値の創出をめざす。

<今後想定する取り組み事例>

- ・文化財を核とした観光まちづくりを推進する。テーマ性、ストーリー性をもったルート設定をする。点としての文化財の指定から面としての活用を進める。
- ・伝統的建造物群保存地区内の空き家や歴史的建造物を活かした観光まちづくりを推進する。
- ・文化庁が推奨する「文化財保存活用地域計画」の策定など、文化財保護・活用に関する総合計画の策定及び運用にあたり、保護部局と開発部局が共同してより実効性をもって推進する。
- ・建築技師等の建設部局に所属する専門職員との密な連携により、歴史的建造物や町並みなどの調査や保存活用を進める。

人口減少、少子高齢化が進行する打吹玉川地区を空き家と歴史文化を活かして再生 ～コミュニティと共存し地域資源を守り魅力を極める～



歴史的資源を活かした観光まちづくり（国土交通省より引用）

- ◆今ある地域資源を 誇りをもって磨き上げ、その価値をわかりやすく伝える
- ◆文化財の「保存」と観光客目線での「活用」をバランスよく展開（支援）する
- ◆住民とその生活、地域をつなぐネットワーク（組織）を重んじた推進体制とする

3 必要な手続き及びスケジュール

- (1) 市議会及び市長から当該事務の移管についての教育委員会への意見聴取（R6. 2月・3月）
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項、第29条）
- (2) 関係条例の制定・改正（R6. 3月、4月1日施行）
倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例（新規制定）
倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例に伴う関係条例の整備に関する条例（新規制定）
〔倉吉市事務分掌条例、倉吉市職員定数条例、倉吉市文化財保護条例、倉吉市文化財保護審議会条例、倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正〕
- (3) 文化財保護行政の市長部局への移管（R6. 4月1日）

倉吉市障がい者プラン（概要）

計画期間

障がい者計画

：令和6年度～令和14年度（9年間）

障がい福祉計画

：令和6年度～令和8年度（3年間）

基本理念

共に生きる社会の構築

障がい者計画

基本的な方向性

- (1) 人権の尊重
- (2) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障がい者特性等に配慮した継続的な支援
- (5) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上
- (6) 連携による計画的な取組の推進

分野別施策

(1) 生活支援

- ①相談支援体制の充実・強化等
- ②在宅サービス等の充実
- ③障がい児支援の充実
- ④重度障がい児者の支援強化
- ⑤福祉用具の普及及び利用支援

(2) 保健・医療

- ①保健、医療の充実、福祉サービスの連携
- ②精神保健・医療の提供等
- ③障がいの原因となる疾病等の予防、治療

(3) 安心・安全

- ①地域防災体制の充実

(4) 情報アクセス・コミュニケーション支援

- ①情報提供の充実等
- ②意思疎通支援の充実
- ③情報アクセシビリティの向上
- ④読書バリアフリーの推進

(5) 生活環境

- ①公共施設等のバリアフリー化の推進
- ②公共交通機関のバリアフリー化の推進
- ③あいさつサポート運動の推進

(6) 雇用・就業

- ①障がい者雇用の促進
- ②障がい、特性に応じた就労支援
- ③物品等の優先調達

(7) 教育・文化・芸術活動・スポーツ

- ①学校及び保育所等との連携
- ②障がいに対する理解促進
- ③文化・芸術活動・スポーツの支援

(8) 差別解消・権利擁護

- ①障がい者差別の解消の推進
- ②障がい者虐待の防止
- ③権利擁護の推進

(9) 行政サービス等の合理的配慮

- ①窓口等の配慮
- ②職員研修

計画の位置づけ

障がい者計画
(障害者基本法第11条第3項)

国の第5次障害者基本計画をもとに障がい者施策全般にかかる理念や方針、目標を定めたもの。

障がい福祉計画
(障害者総合支援法第88条)

障がい児福祉計画
(児童福祉法第33条の20)

国の基本指針を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制確保に関することを定めたもの。

3つの計画を包含する一体的な計画として「倉吉市障がい者プラン」を策定。

また、読書バリアフリー法に基づく「倉吉市視覚障がい者等の読書環境の整備推進計画」を内包。

数値目標/成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 発達障がい者等に関する支援
- (7) 相談支援体制の充実・強化等
- (8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (9) 情報バリアフリー化の推進

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービス等の見込量

- (1) 訪問系サービス
- (2) 居住系サービス
- (3) 日中活動系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 障害児通所支援・障害児相談支援
- (6) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

地域生活支援事業の見込量

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 意思疎通支援事業
- (4) 手話奉仕員養成事業
- (5) 日常生活用具給付等事業
- (6) 移動支援事業
- (7) その他事業（訪問入浴、日中一時など）

倉吉市視覚障がい者等の読書環境の整備推進計画

1. 背景と趣旨

令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行されました。この法律には、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

市立図書館では、図書館利用に障がいのある人へのサービスとして「は～とふるサービス」を実施しています。なかでも、視覚による表現の認識が困難な利用者に対しては、全国の点字図書館から音訳図書や点字図書を取り寄せ、郵送貸出をしています。また、音訳ボランティアグループと協力し、デージー図書（注1）の製作や音声による図書館広報誌を作成しています。図書館内には大活字本・LLブック（注2）の充実や拡大読書器の設置をするなど読書環境の整備にも努めています。

このように視覚障がい者等に対して様々な取組を行っているところですが、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき本計画を定め、読書バリアフリー法の理念をさらに具現化するよう鳥取県ライトハウスや鳥取県立図書館とも連携を図りながら推進していきます。

2. 計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項で定義されている視覚障がい者等をこの計画においての対象とします。

3. 施策の展開

1 視覚障がい者等による図書館利用に係る体制整備等（読書バリアフリー法第9条関係）

利用者のニーズに応えるため、アクセシブルな書籍等（点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、デージー図書等）の収集を継続して行うとともに、利用しやすい環境等の整備を図ります。

（注1）デージー図書：視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。

（注2）LLブック：読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。

2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（読書バリアフリー法第 10 条関係）

国立国会図書館やサピエ図書館（注 1）を利用し、サービスについて関係機関との連携による周知等により、多くの視覚障がい者等が、資料の利用ができる環境の整備を進めます。

3 製作人材・図書館サービス人材の育成等（読書バリアフリー法第 17 条関係）

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材（司書及び音訳ボランティア）について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促進します。

（注 1）サピエ図書館：視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。

倉吉市コミュニティセンターの指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設の名称、位置及び指定管理者

| 名称 | 位置 | 指定管理者 |
|---------------|-----------|---|
| 上北条コミュニティセンター | 倉吉市新田 | 倉吉市新田 422 番地1 上北条まちづくり協議会 会長 福田 健 |
| 上井コミュニティセンター | 倉吉市大平町 | 倉吉市大平町 360 番地1 上井地区振興協議会 会長 生田 均 |
| 西郷コミュニティセンター | 倉吉市下余戸 | 倉吉市下余戸 118 番地1 西郷地区まちづくり協議会 会長 中井 義寛 |
| 上灘コミュニティセンター | 倉吉市上灘町 | 倉吉市上灘町 9 番地1 上灘地区振興協議会 会長 山口 喜代美 |
| 成徳コミュニティセンター | 倉吉市住吉町 | 倉吉市住吉町 77 番地1 成徳地区自治公民館協議会 会長 寺谷 康之 |
| 明倫コミュニティセンター | 倉吉市福吉町二丁目 | 倉吉市福吉町二丁目 1674 番地 明倫地区振興協議会 委員長 米舩 隆生 |
| 灘手コミュニティセンター | 倉吉市尾原 | 倉吉市尾原 500 番地 なだて村づくり協議会 会長 坂本 操 |
| 社コミュニティセンター | 倉吉市国分寺 | 倉吉市国分寺 74 番地1 社地区振興協議会 会長 大下 哲夫 |
| 北谷コミュニティセンター | 倉吉市福本 | 倉吉市福本 226 番地1 北谷地区振興協議会 会長 笠見 猛 |
| 高城コミュニティセンター | 倉吉市上福田 | 倉吉市上福田 480 番地 高城コミュニティセンター運営委員会 委員長 福田 義克 |
| 小鴨コミュニティセンター | 倉吉市中河原 | 倉吉市中河原 772 番地6 小鴨コミュニティ連合会 会長 廣谷 啓一 |
| 上小鴨コミュニティセンター | 倉吉市上古川 | 倉吉市上古川 216 番地3 上小鴨地域づくり協議会 会長 多賀 正樹 |
| 関金コミュニティセンター | 倉吉市関金町大鳥居 | 倉吉市関金町大鳥居 193 番地1 関金地区振興協議会 会長 牧田 皓司 |

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年度 第1回倉吉市社会教育委員協議会(概要)

- 1 日 時 令和5年10月30日(月)午後1時30分～3時25分
- 2 場 所 市役所第2庁舎302会議室
- 3 出席者 委員:廣谷会長、長岡副会長、矢田委員、岩垣委員、小椋委員、眞田委員、前田委員、
山脇委員、鷺見委員、明里委員、柘田委員(欠席:大津委員、野儀委員)
事務局:小椋教育長、谷本社会教育課長、藤井文化財課長、根鈴博物館長、
田村図書館長、社会教育課:多久和係長・井谷係長(石賀事務局長欠席)
地域づくり支援課:山本課長、川本主任

4 報告・協議事項

(1)第3期倉吉市教育振興基本計画の成果指標実績について

[主な意見等]

・特になし

(2)令和5年度倉吉市教育委員会重点施策に基づく実施計画の進捗状況について

[主な意見等]

・県立美術館との連携は、どのようなことを考えているか。

⇒これまで提案してきた、展覧会を一つの共通展で回るといったことや、作家の調査研究を一緒に行うことも含めて連携を考えている。県立美術館は、現代美術に軸足を置いているが、倉吉博物館はこれまで築き上げてきたものを基に、ものづくりに焦点をあてたものを打ち出していきたい。

・昔のことを知るうえで非常に貴重なものについて、専門家の方から情報やアドバイスをいただくありがたい。コミュニティセンターのいろいろな活動で利用できる。

⇒倉吉博物館にも、すべてではないが地域の絵図を収蔵している。地域にある先人あるいは遺産を取り上げる場合は、地域に出かけて行って講座等で話をしたい。

・古民家等、本当に価値があるのかどうか、しっかりと調査して、価値づけをして、講座だけではなく知らせてほしい。

⇒倉吉市には未指定のものがたくさんある。情報があったら教えていただきたい。

・北谷出身の童話作家が、特に子どもさんに読んでもらいたいと、「打吹やまぼと舎」を開かれた。単なる個人の活動と捉えず、市立図書館との連携も必要。関心を持って、援助していただきたい。

⇒情報をいただければ、市立図書館・交流プラザでも周知をさせていただき、皆さんに広くお知らせする。

・倉吉市の教育方針と重点施策の中で、社会教育のところにコミュニティスクールのことが上がってこないのは、学校教育のほうに特化されているからか。

⇒学校教育課が所管しているので、項目立てをすると、このような表現になってしまうが、実態は一緒になってやっている。

・地域づくり支援課が担当するコミュニティセンターの中で、コミュニティスクールと協働を意識した働きかけはどうか。

⇒今後、どういうふうにつながっていくかっていうことを考えないといけないと思っている。

・社会教育は大事だということが、どう表われたら見えてくるのか、地域学校委員会がどういうふうに動いていけるか、一緒になって見えていくと大変動きが活発になるのではないか。

・自宅で講座等が視聴できると、会場まで行けない人にとってはありがたい。生涯学習講座等において、ライブ配信等は検討されたか。

⇒コロナ禍において人と人の距離をあけるために、主会場と別な会場に配信することは考えた。ライブ配信を行うための機器や環境は整っているのですが、会場に行くことが難しい方への対応として、今後検討したい。

・教育振興基本計画の今後の方向性で、特に40代を中心とする年代が地域と関わる動機付けとなるような学びの機会の内容の記述がある。地区公民館で、もし具体的に活動されているところがあったら教えていただきたい。

⇒なかなか難しい。実態としては、各地区のコミュニティセンターの様々な事業の中で、その世代の方々を対象に、いろいろ工夫していただいているのが現状。

・スポ少について、共通したガイドラインやルールがあるかどうかを教えていただきたい。

⇒ガイドラインはあるが、守られていないのが事実。中学生よりも練習時間は遥かに多い。土日、朝から晩まで練習しているチームも多々ある。

(3)各地区コミュニティセンター重点取組事業等実施状況について

[主な意見等]

・コミュニティセンターの重点事業等を見させてもらおうと、人権がテーマになってきていない。人づくり地域づくりは、人権が大事にされなければ、まちづくりはできない。ぜひ地域づくり支援課のほうからも、そういう視点を、コミュニティセンターへ投げかけてもらうような努力や支援をいただきたい。

⇒コロナ禍後の事業の開催の仕方をコミュニティセンターもいろいろ模索してる段階だと感じている。人権政策課とも連携して、地区にも話をしていきたいと考えている。

5 その他(中学校における部活動の地域移行について)

[主な意見等]

・今年もうすでに、小学校からやっている子たちを引き抜いて、新たなクラブをつくって大会だけ出て上位に入るといようなクラブが出現している。試合の時の対応を課題として見ておいてもらったほうがよい。

・普段は学校の部活動で、土日だけ別の形にするという方針は、教員が納得できるかどうか。何のために教員はするのかという問題が必ず出てくる。

・過渡期なので、様々な課題が出てくるのは当然だが、当面、主に行われる拠点校方式は、個人競技は可能かもしれないが、団体競技はまず無理だということを考えていただきたい。

⇒今年度、協議会というものを関係者の方に集まっていただいて、会をしたいと思っている。その中で、課題や問題点を洗い出したい。一つ一つ整理をして、来年度に向けて体制を整えたいと考えている。

関係法令

○社会教育法(抜粋)

昭和24年6月10日法律第207号

最終改正 令和4年6月17日号外法律第68号

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○倉吉市社会教育委員条例

昭和35年4月1日条例第8号
改正 平成13年3月30日条例第14号
平成26年3月18日条例第7号

倉吉市社会教育委員条例(昭和30年倉吉市条例第7号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、倉吉市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社会教育法第17条に規定する職務
- (2) 倉吉市立図書館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、教育委員会に意見を述べること。
- (3) 倉吉市生涯学習センターの各種事業の企画及び実施について調査審議すること。

(組織)

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日より適用する。

附 則(平成13年3月30日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(倉吉市立図書館協議会条例の廃止)

2 倉吉市立図書館協議会条例(平成元年倉吉市条例第23号)は、廃止する。

附 則(平成26年3月18日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○倉吉市社会教育委員会議規則

平成 24 年 12 月 28 日教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市社会教育委員条例(昭和 35 年倉吉市条例第8号)第5条の規定により、倉吉市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期の期間とする。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第3条 協議会は、会長が招集する。

(定例会及び臨時会)

第4条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年3月及び 10 月に開くことを通例とする。
- 3 臨時会は、必要に応じてこれを招集する。

(部会)

第5条 協議会において必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の部員は、委員の互選による。
- 3 部会は、付託された案件について調査審議し、報告書を協議会に提出しなければならない。
- 4 部会は、前項の報告書を提出したときに、解散する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成 25 年1月1日から施行する。